

尼崎市移動支援事業 支給決定基準（案）の策定について

平成28年12月21日・22日

本日の説明項目

- 本市の状況について
- ガイドライン検討部会の開催状況について
- ガイドライン検討部会における協議内容について
- 移動支援事業の見直しについて
- 今後の検討事項について

本市の状況について

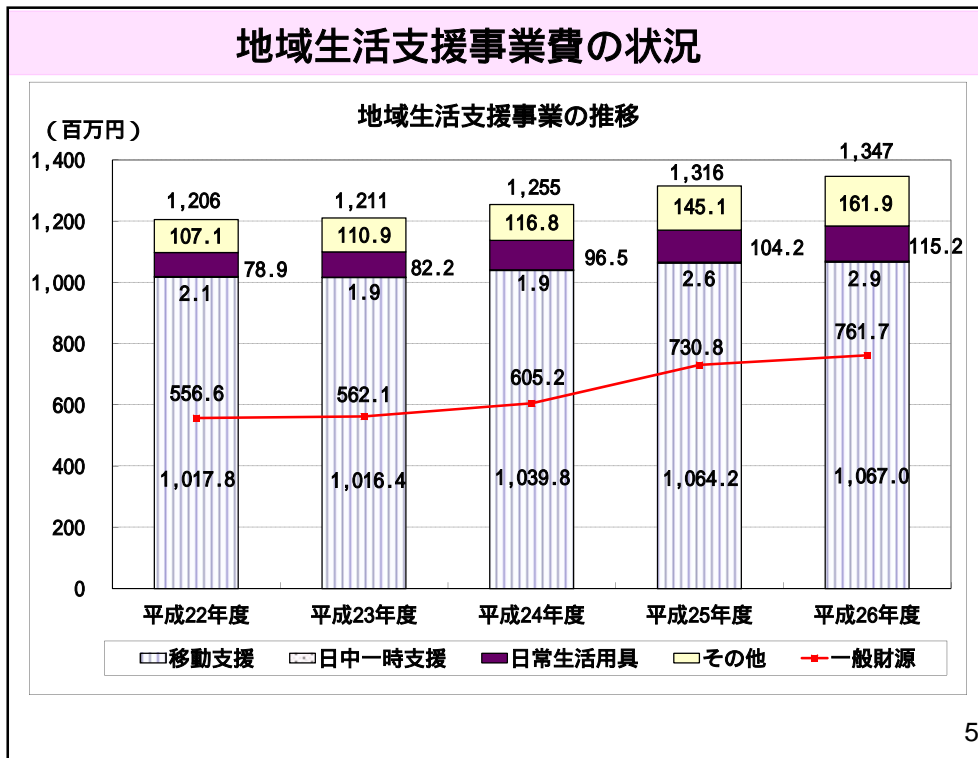
地域生活支援事業（移動支援事業）

本市の財政状況

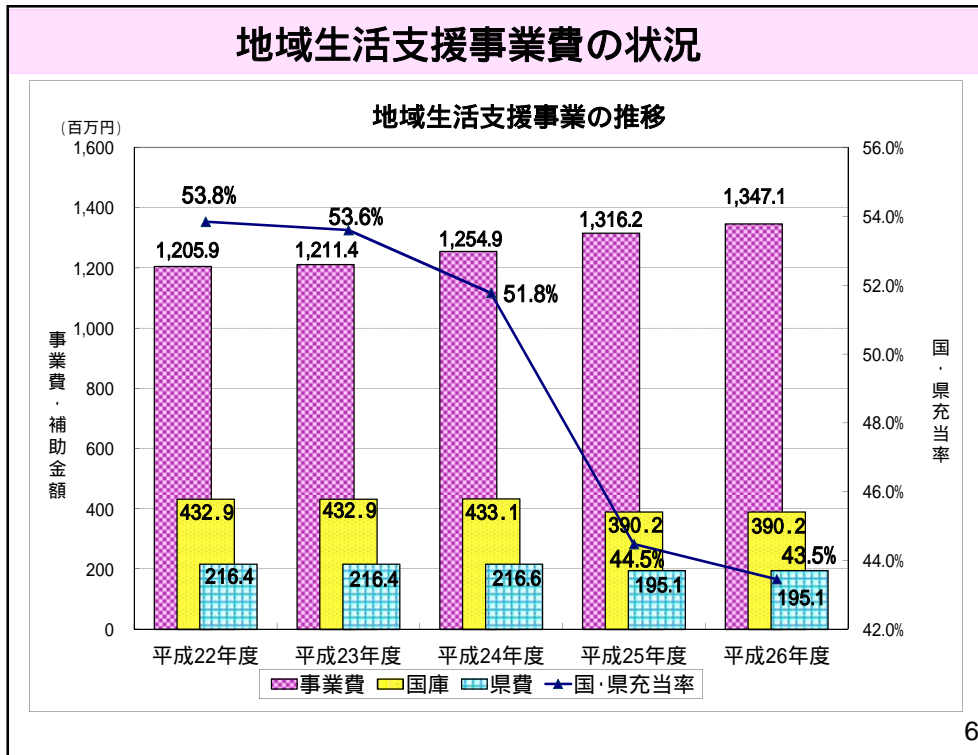
- ・ 今後9年間の収支は、毎年24～69億円の赤字が続く見通し
- ・ 赤字の原因
 - 世界的な経済不況による税収の減
 - 高齢化の進行なども相まった扶助費の増
 - 過去の大規模投資に際して行った借金の返済
- ・ 行財政改革の方向性（平成25年～平成34年）
 - 歳入に見合った歳出規模の実現
 - 都市の体質転換
 - 財源の涵養（かんよう）

出典：あまがさき「未来へつなぐ」プロジェクトの概要（平成27年4月）

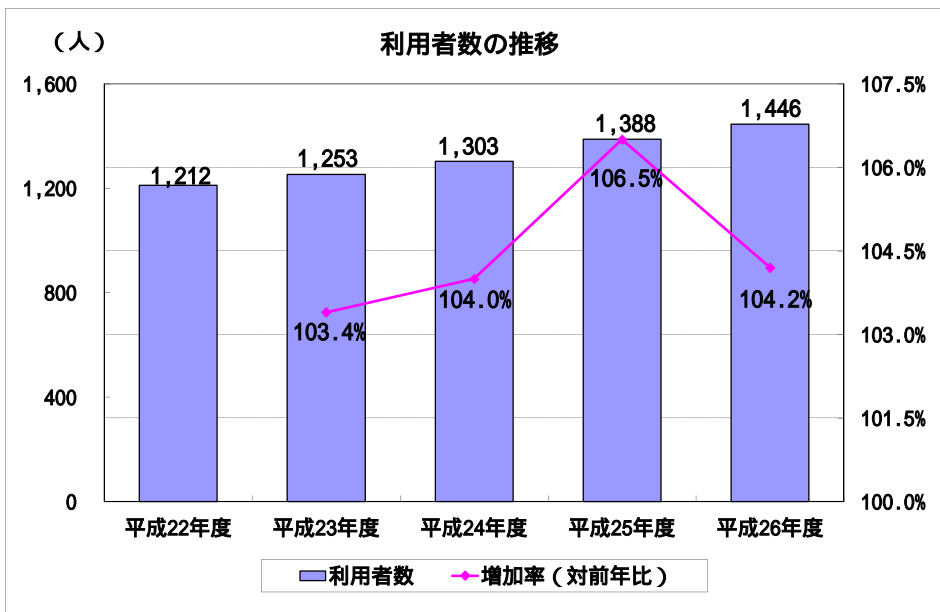
地域生活支援事業費の状況



地域生活支援事業費の状況

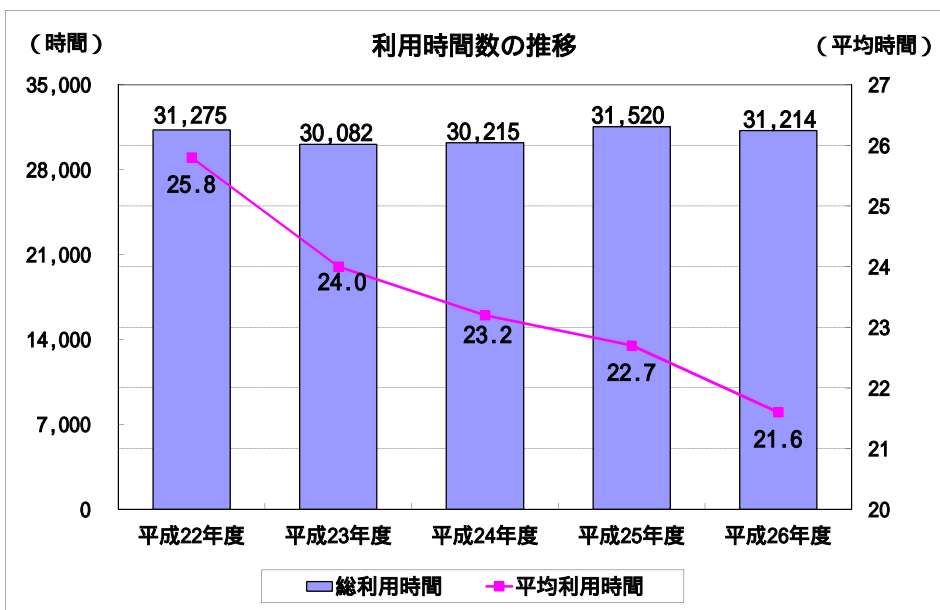


移動支援事業の状況（尼崎市）



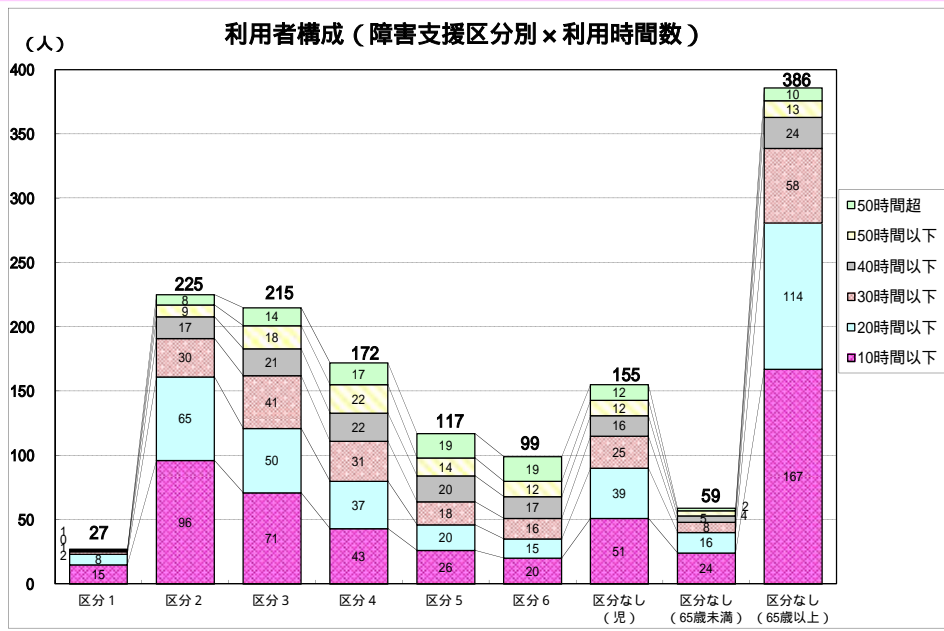
7

移動支援事業の状況（尼崎市）



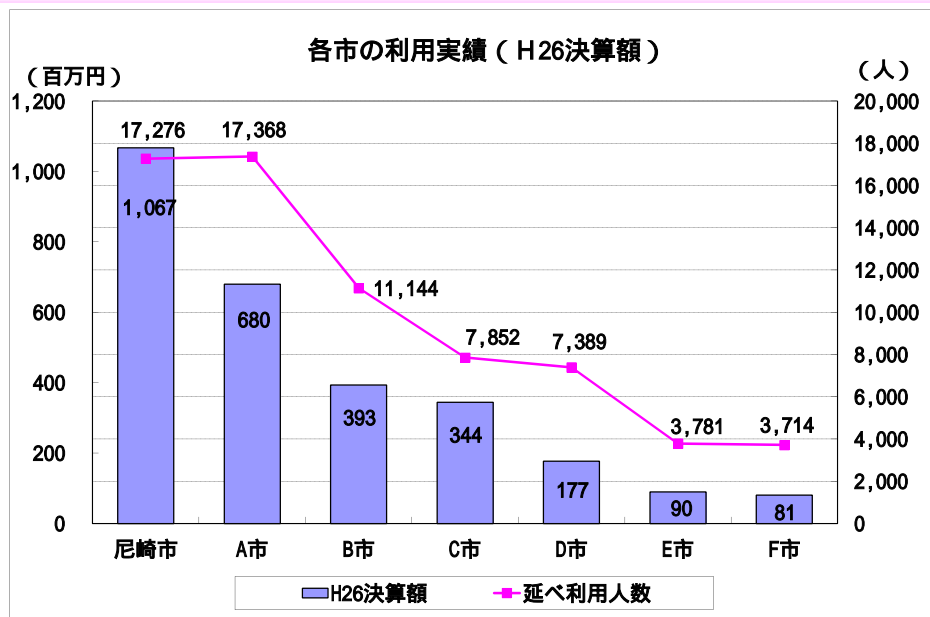
8

移動支援事業の状況（尼崎市）



9

移動支援事業の状況（他都市調査結果）



10

移動支援事業の状況（他都市調査結果）

	給付費 (26 決算額)	延べ 利用時間数	延べ 利用人数	平均 利用時間	設定単価(1時間あたり)	
					伴う	伴わない
尼崎市	1,066,991,231 円	376,274 時間	17,276 人	21.8 時間	4,239 円	1,590 円
A 市	679,676,100 円	343,849 時間	17,368 人	19.8 時間	2,000 円	
B 市	393,054,000 円	254,924 時間	11,144 人	22.9 時間	1,600 円	
C 市	344,228,667 円	148,556 時間	7,852 人	18.9 時間	4,239 円	1,590 円
D 市	177,193,240 円	64,976 時間	7,389 人	8.8 時間	1,680 円 (別途、開始時加算 1,410 円を算定)	
E 市	90,001,343 円	51,377 時間	3,781 人	13.6 時間	2,249 円 (221 単位)	
F 市	80,565,038 円	28,724 時間	3,714 人	7.7 時間	4,072 円	1,527 円

11

ガイドライン検討部会の 開催状況について

ガイドライン検討部会の趣旨

- 国の事務処理要領では、「市町村は、…介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うためには、…支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準（ガイドライン）を定めておくことが適当」と規定している。
- 尼崎市においては、増大する障害福祉サービスや地域生活支援事業に係る給付費の適正化、利用者への適切なサービス提供の確保、持続可能な制度構築等の実現に向けた取組が求められている。
- ガイドラインの作成に向けた検討については、当事者や事業者等からの意見聴取を行う必要があることから、自立支援協議会にガイドライン検討部会を設置し、検討を行うこととした。

13

部会の参加者

- 障害のある当事者やその家族
- 障害福祉サービス事業者
- 委託相談支援事業者
- 大学や特別支援学校の先生
- 阪神南圏域コーディネーター
- 地域包括支援センター
- 市の関係職員 等

14

部会の開催状況と主な協議内容

【平成26年度】

- ・第5回（平成26年11月14日）
- ・第6回（平成26年12月5日）
- ・第7回（平成27年1月16日）
地域生活支援事業の実施状況に関する意見交換（現状分析結果の報告等）
- ・第8回（平成27年2月6日）
- ・第9回（平成27年3月20日）
地域生活支援事業の実施状況に関する意見交換（事例検討等）

15

部会の開催状況と主な協議内容

【平成27年度】

- ・自立支援協議会全体会（平成27年5月29日）
平成26年度ガイドライン検討部会実施報告
- ・第1回（平成27年6月19日）
平成26年度部会活動の振り返り、平成27年度部会の運営に関する意見交換
- ・第2回（平成27年7月10日）
- ・第3回（平成27年8月21日）
地域生活支援事業の実施状況に関する意見交換、移動支援事業の考え方に関する意見交換
- ・第4回（平成27年9月11日）
尼崎市の財政状況等について説明（企画財政局行財政推進課）

16

部会の開催状況と主な協議内容

- ・第5回（平成27年10月8日）

尼崎市の財政状況等に関する意見交換、移動支援事業利用者の具体事例に関する意見交換、移動支援事業の考え方に関する意見交換

- ・第6回（平成27年11月12日）

移動支援事業の考え方に関する意見交換、地域生活支援事業の利用状況等（本市の状況）に関する意見交換

- ・第7回（平成27年11月12日）

地域生活支援事業の利用状況等（他都市との比較）に関する意見交換、移動支援事業にかかる協議項目に関する意見交換

- ・第8回（平成28年1月14日）

- ・第9回（平成28年2月23日）

移動支援事業にかかる協議項目に関する意見交換

- ・第10回（平成28年3月29日）

移動支援事業にかかる協議項目に関する意見交換、平成27年度ガイドライン検討部会実施報告について

17

部会の開催状況と主な協議内容

【平成28年度】

- ・第1回（平成28年6月3日）

移動支援事業の報酬単価案の設定シミュレーションに関する意見交換、移動支援事業にかかる協議項目に関する意見交換

- ・第2回（平成28年9月30日）

移動支援事業支給決定基準（部会案）に関する意見交換、当事者団体ヒアリングに関する意見交換

- ・第3回（平成28年10月28日）

移動支援事業支給決定基準（部会案）について

18

ガイドライン検討部会における 協議内容について

地域生活支援事業における課題点

- 地域生活支援事業の事業費は、年々増加しているものの、国や県の予算が増えないことから、実質的な補助率が低下傾向にある。
- 地域生活支援事業の事業費は、他市と比較して、移動支援事業費の割合が非常に大きい状況である。
- 地域生活支援事業は、近年、メニュー事業が追加されているが、本市では、財政状況により、新たな事業が実施できない状況である。

地域生活支援事業における課題点

- ・ 移動支援事業については、重度知的・精神に障害のある方を対象とする「行動援護」のサービスと比較して、報酬単価の差がないことから利用の移行が進んでいない状況である。
- ・ 地域生活支援事業は、制度本来のサービスのあり方を含めた適正化に取り組むことが課題となっている。

21

地域生活支援事業における課題点と 部会委員の主な意見

- ・ 移動支援事業の見直しに当たっては、今までの尼崎市の移動支援事業の良いところや他市と比較して誇れるところはしっかりと残してほしい。
- ・ 移動支援事業の見直しに当たっては、これまでできていたことが狭められると、危機感や反発は大きい。
- ・ 尼崎市独自の取り組みを行い、それを他市に広げていけるよう、よりよいサービスを検討していきたい。

22

地域生活支援事業における課題点と 部会委員の主な意見

- ・ 移動支援の利用を障害福祉サービスに移行することができれば、間違いなく市の負担が減ることになる。移動支援の議論とは混同しないように十分注意しつつ議論していきたい。
- ・ 障害者が高齢になると、移動支援の利用は難しくなり、外出の機会が減るが、自宅以外での生活も大切に感じるため、日中一時支援を充実させてほしい。

23

地域生活支援事業の適正化に向けた取組方向

- ・ 移動支援事業については、できるだけ早く、支給決定基準（ガイドライン）を策定し、基準に即した支給決定や適正なサービス提供がなされるよう取り組んでいく。
- ・ 行動援護利用対象者については、ヘルパーの専門性が担保された行動援護サービスへの移行を促進し、適正なサービス提供がなされるよう取り組んでいく。

24

地域生活支援事業の適正化に向けた取組方向

- ・ 日中一時支援事業については、事業所の指定基準の見直しを行い、サービスの利用促進を図ることができるよう取り組んでいく。
- ・ 地域生活支援事業全体については、持続可能な制度構築を行い、必要な人に必要なサービスが提供できるよう取り組んでいく。

25

移動支援事業の見直しについて

移動支援事業の見直しにあたっての検討項目

- 1 サービス内容
- 2 Q & A（利用の具体例など）
- 3 対象者
- 4 支給決定基準（支給量など）
- 5 報酬単価

27

移動支援事業の見直し内容について

1 サービス内容

- ・ 出先からも利用したいなど、自宅からでしか利用できず、使い勝手がよくないので改善してほしい。

いわゆる「ドアtoドア」の原則を廃止

- ・ みんなが利用方法がわかるように工夫してほしい。

ただし書きによる「例外規定」を設定

28

見直し内容（サービス内容）

（１）移動支援事業の対象範囲

- ・ 外出において支援を必要とする障害者等に対し、ヘルパーが個別に、見守り、誘導、身体的介護等にかかる支援を行うものを対象とする。
- ・ 外出先での対象範囲は、滞在時間ではなく、原則として、介護を要する時間とする。
- ・ 対象範囲は、ヘルパーが介護を要した時間とし、家族やボランティア等の他の者が支援した時間を含まないものとする。
（ いわゆる「ドア TO ドア」を原則としない ）
- ・ 原則として、1日の範囲内で用務を終えることができる外出とする。

29

見直し内容（サービス内容）

（２）移動支援対象となる外出例

ア 社会参加等の外出

- ・ 地域生活に欠かせないと判断できるもの
（自治会や地域の祭り等）
- ・ 冠婚葬祭等
（結婚式、葬式、法事、お墓参り、お見舞い等）
- ・ 障害者団体活動への役員参加

イ 余暇活動等の外出（通年かつ長期にわたる外出を除く）

- ・ 文化施設、体育施設、観光施設等の利用
- ・ 買い物（身体介護対象を除く）
- ・ 理容・美容

30

見直し内容（サービス内容）

(3) 移動支援対象とならない外出例

ア 通年かつ長期にわたる外出

- ・ 通年かつ長期にわたる外出とは、同一の目的の利用において週1回以上の定期的かつ3ヶ月を超える長期的なものを対象とする。
- ・ 通園、通学、障害福祉サービス事業所等への送迎については原則、認めない。
ただし、サービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認めた場合に限り、利用を認める。

31

見直し内容（サービス内容）

(3) 移動支援対象とならない外出例

イ 経済活動にかかる外出

- ・ 通勤については、原則、認めない。
ただし、サービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認めた場合に限り、利用を認める。
- ・ 習い事については、経済活動につながらず、自立に向けた生活に必要不可欠で通年かつ長期にわたる外出の対象とならないものであって、サービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認めた場合に限り、利用を認める。

32

見直し内容（サービス内容）

（3）移動支援対象とならない外出例

ウ 政治活動又は宗教活動にかかる外出

- ・ 宗教活動については、原則、認めない。
ただし、サービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認めた場合に限り、利用を認める。

エ 通院及び入退院にかかる外出

- ・ 通院及び入退院にかかる外出については、原則、認めない。
ただし、サービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認めた場合に限り、利用を認める。

33

見直し内容（サービス内容）

（3）移動支援対象とならない外出例

オ 入院、入所している者の外出

- ・ 入院、入所している者の外出については、原則、認めない。
ただし、施設入所支援と共同生活援助の入所者のうち、サービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認めた場合に限り、利用を認める。

カ 宿泊等を伴う外出

- ・ 宿泊等を伴う外出については、原則、認めない。
ただし、サービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認めた場合に限り、利用を認める。

34

見直し内容（サービス内容）

(3) 移動支援対象とならない外出例

キ 社会通念上、公共サービスを利用して外出することが適当でない外出

- ・ 社会通念上、公共サービスを利用して外出することが適当でないものとは、公営競技を含むギャンブル場、飲酒を目的とした飲食店等が対象となる。

35

移動支援事業の見直し内容について

2 Q & A（利用の具体例など）

- ・ みんなが利用方法がわかるように工夫をしてほしい。

1の「サービス内容」において、ただし書きがあった「例外規定」となる利用について、具体例を整理

36

見直し内容（Q & A）

問1 「通年かつ長期にわたる外出」におけるサービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認めた場合はどのような場合か。

（回答） 下記の場合を想定している。

介護者が傷病等によりやむを得ず送迎ができない場合に限り、一時的な支援として3ヶ月以内の利用を認める。また、サービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認めた場合は、最大6ヶ月までの利用を認める。

37

見直し内容（Q & A）

問2 「経済活動にかかる外出」におけるサービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認めた場合はどのような場合か。

（回答） 下記の場合を想定している。

就職した場合に限り、通勤訓練期間として3ヶ月以内の利用を認める。また、サービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認めた場合は、最大6ヶ月までの利用を認める。

38

見直し内容（Q & A）

問3 「政治活動又は宗教活動にかかる外出」におけるサービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認めた場合はどのような場合か。

（回答） 下記の場合を想定している。

個人の信仰による参拝等で他の趣旨がないものや世間一般に行事として共通認識の下に行われているものについては、自立に向けた生活に必要不可欠で通年かつ長期にわたる外出の対象にならないものであって、サービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認めた場合に限り、利用を認める。

39

見直し内容（Q & A）

問4 「通院及び入退院にかかる外出」におけるサービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認めた場合はどのような場合か。

（回答） 下記の場合を想定している。

通院の場合、通院等介助との併用を可能とし、サービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認めた場合に限り、利用を認める。しかし、院内の介護が必要と認められる場合、その支援部分は移動支援の対象としない。

40

見直し内容（Q & A）

問5 通院等介助と移動支援を併用する場合は、どのように区分するのか。

（回答） 下記のとおり、区分する。

<u>自宅</u>	<u>病院内</u>	<u>ショッピング</u>	<u>自宅</u>
通院等介助	（院内介助）	移動支援	

41

見直し内容（Q & A）

問6 「入院、入所している者の外出」におけるサービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認めた場合はどのような場合か。

（回答） 下記の場合を想定している。

施設入所支援の入所者の場合、地域移行を前提として日中活動の場の見学や地域生活の体験等に限り、訓練期間として3ヶ月・月10時間以内の利用を認める。また、サービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認めた場合は、最大6ヶ月までの利用を認める。

共同生活援助の入所者の通院の場合、通院等介助との併用を可能とし、サービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認めた場合に限り、利用を認める。しかし、院内の介護が必要と認められる場合、その支援部分は移動支援の対象としない。

42

見直し内容（Q & A）

問7 「宿泊等を伴う外出」におけるサービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認めた場合はどのような場合か。

（回答） 下記の場合を想定している。

宿泊施設等での介護を含まず、原則、通常の支給量を増やさずに対応できる場合に限り、利用を認める。
また、対応するヘルパーの宿泊費用等については、自己負担とする。

43

移動支援事業の見直し内容について

3 対象者

- ・ これまでできていたことが狭められると、危機感や反発は大きい。

対象者の範囲は、現行の運用を継続する。

- ・ 「身体介護を伴う・伴わない」の基準では、移動の支援の大変さや困難さを示す尺度として適当ではない。

「身体介護を伴う・伴わない」の基準を廃止し、新たな区分を設定する。

44

移動支援事業の見直し内容について

4 支給決定基準

- ・ これまでできていたことが狭められると、危機感や反発は大きい。

**支給量は、現行の運用を継続する。
【 標準基準時間：50時間/月 】**

45

移動支援事業の見直し内容について

5 報酬単価

- ・ 「身体介護を伴う・伴わない」の基準は、わかりづらく、単価差が大きい。

新たな報酬区分を設定し、単価を見直す。

46

見直し内容（報酬単価）

（１）現行の報酬単価

区分	報酬単価 (1時間当たり)	その他
身体介護を伴う	4,239円	・初回加算（報酬単価に含む）、 早朝・夜間・深夜加算あり
身体介護を伴わない	1,590円	

見直し

47

見直し内容（報酬単価）

（２）新たな報酬単価

区分	報酬単価 (1時間当たり)	単価設定の 考え方	ヘルパー人件費		その他
			想定時給 単価	割合	
重度移動支援 対象者（ ）	2,978円	(行動援護報酬単価) × 0.7	1,500円	50.4%	初回加算、 早朝・夜間・ 深夜加算なし
障害支援区分 4・5・6	2,554円	(行動援護報酬単価) × 0.6	1,250円	48.9%	
障害支援区分 1・2・3 なし	2,130円	(行動援護報酬単価) × 0.5	1,000円	46.9%	

重度訪問介護又は行動援護対象者

48

今後の検討事項について

部会における案策定後の意見

1 サービス内容

- ・ 「いわゆる「ドア TO ドア」の原則を廃止する。」など使い勝手が良くなったことは、評価できる。
- ・ 「移動支援対象となる外出例」や「移動支援対象とならない外出内容」が明確になり、わかりやすくなった。
- ・ 一部の表現でわかりにくいところもあるため、もう少し議論を行い、修正を図りたい。

部会における案策定後の意見

2 Q & A

- ・ 「移動支援対象とならない外出内容」の例外項目を設定するなど、運用が柔軟になったことは評価できる。
- ・ 「移動支援対象となる外出例」や「移動支援対象とならない外出内容」については、不透明な部分が残っているため、もう少し議論を行い、追加していきたい。

51

部会における案策定後の意見

3 対象者

- ・ 他都市と比較して対象者の範囲が広いにもかかわらず、変更を行わずに現状維持で運用することは、評価できる。

4 支給決定基準

- ・ 他都市と比較して支給決定時間が多いにもかかわらず、変更を行わずに上限時間を設けないことは、評価できる。

52

部会における案策定後の意見

5 報酬単価

- ・ 行動援護の「従業者の要件が基準を満たさない場合」を参考にして、行動援護や重度訪問介護の対象相当となる移動支援利用者の報酬単価を行動援護の7割としたことは、障害福祉サービスへの移行を推進する理由となる。
- ・ 利用回数のもっとも多い「30分以上1時間未満」の報酬単価について、従事者の想定時給の約2倍相当となるよう設定したことは、国の経営実態調査における居宅介護や行動援護事業の給与費が占める割合の約70%と比較して、低すぎるとは言えない。

53

部会における案策定後の意見

5 報酬単価

- ・ 現在の「身体介護を伴わない」の報酬単価が低いため支援が受けられない状況もあったが、その部分の単価が上がったことは、評価できる。
- ・ 新たな報酬単価でも理論的に運営できるというが、現行の報酬単価と比較して減額することになるため、事業者が撤退しないか心配であり、利用者へのサービス低下が発生しないように行政も対応してほしい。

54

部会における案策定後の意見

5 報酬単価

- 急な報酬単価の変更を行うのではなく、激変緩和措置をとる必要がある。
- 報酬単価の変更により地域生活支援事業の事業費が減額となるため、その減額部分について、できるだけ他の障害福祉施策の事業費に転換してほしい。

55

移動支援事業支給決定基準の運用に向けた検討事項

- 運用に向けた支給決定基準の最終調整
- Q & Aの充実

引き続き、ガイドライン検討部会において協議し、調整を図っていく。

56

移動支援事業ガイドラインの 運用に向けた検討事項

- ・ 運用時における激変緩和措置の検討

十分な周知期間や事業所のシステム改修の負担を考慮し、一定の激変緩和期間を設けて、運用を開始する。

予定として、運用の開始は、平成29年度下半期からとしている。

57

移動支援事業ガイドラインの 運用に向けた検討事項

- ・ 他の障害福祉施策への還元

現行の尼崎市障害者計画等の推進に向けて、計画に位置付けている、「基幹相談支援センター」や「地域生活支援拠点」など必要な機能の整備等に係る経費に活用していく。

58

説明は以上となります。
ご清聴ありがとうございました。